

港湾工事における「週休 2 日工事」の補正方法等の取扱いについて

港湾工事については、以下に示すとおり、取り扱うものとする。

1. 対象期間（別表－1 参照）

- （1）起算日は、現場作業着手日以降の最初の土曜日又は月曜日とする。
- （2）現場閉所の確認は、起算日から完成通知書提出日 2 週間前の時点で単位期間が確保できる期間を対象とする。
- （3）工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。

2. 用語の定義

- （1）単位期間（別表－1 参照）

土曜日を起算日とし、4 週目の金曜日までの連続する 4 週間（28 日）、又は月曜日を起算日とし、4 週目の日曜日までの連続する 4 週間（28 日）をいう。

- （2）4 週 8 休以上（別表－2 参照）

各単位期間において、8 日以上現場閉所があることをいう。

なお、期間内に祝日、夏季休暇（土日を除く 3 日間）、年末年始休暇（土日を含む 6 日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。

3. 補正方法等

山口県設計標準歩掛表（港湾編）を適用する工事の労務単価等については、次の方法により補正するものとする。

- （1）労務単価

積算において使用している職種の労務単価に補正係数 1. 0 2 を乗じる。

（小数第 1 位四捨五入）

- （2）共通仮設費率、現場管理費率

それぞれの経費に、次の補正係数を乗じる。

- ・ 共通仮設費率 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 1. 0 3

- （3）市場単価

次の算式により算定する。なお、4 週 8 休以上を確保できた場合における工種毎の補正係数については次表によること。

補正後市場単価＝標準市場単価×週休 2 日補正×施工規模等補正
--

※端数処理については、週休 2 日補正、施工規模等補正の順に、各補正毎に小数第 1 位以下切捨てとする。

表一 市場単価の補正係数（港湾工事）

工 種		補正係数
1	底面工	1.01
2	マット工 （アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00
3	支保工	1.02
4	足場工	1.01
5	鉄筋工	1.02
6	吊鉄筋工	1.02
7	型枠工	1.02
8	コンクリート打設工 （ポンプ車打設）	1.02
	コンクリート打設工 （ポンプ車打設以外）	1.02
9	止水板工	1.02
10	上蓋工	1.02
11	伸縮目地工	1.01
12	係船柱取付	1.02
13	防舷材取付	1.02
14	車止・縁金物取付	1.02
15	係船柱撤去	1.02
16	防舷材撤去	1.02

工 種		補正係数
17	車止撤去	1.02
18	電気防食取付	1.02
19	防砂目地板取付工 （陸上施工）	1.02
20	防砂目地板取付工 （水中施工）	1.02
21	吸出し防止工 （陸上施工・海上施工）	1.02
22	港湾構造物塗装工 （係船柱・車止・縁金物）	1.01
23	ペトロラタム被覆	1.02
24	現場鋼材溶接・切断工 （陸上施工・海上施工）	1.02
25	現場鋼材溶接・切断工 （水中施工）	1.02
26	かき落とし工	1.02
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
28	汚濁防止膜枠設置・撤去	1.01
29	灯浮標設置・撤去	1.01
30	汚濁防止膜保守管理 （海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00
	汚濁防止膜保守管理 （海上目視点検作業船なし）	1.02
31	異形ブロック製作 型枠工	1.02
	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
	異形ブロック製作 給熱養生	1.01

(4) その他

工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は、労務費補正の対象としない。

また、工場製作についても、労務費補正の対象としない。

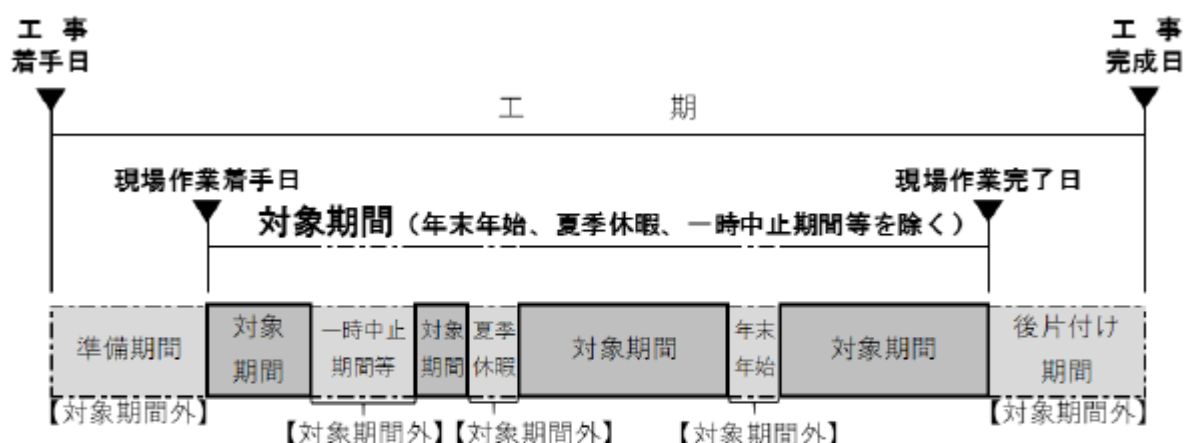
なお、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費率・現場管理費率の補正は、適用した積算基準の間接費率による。

別表－１ 対象期間の例（港湾工事）※土曜日起算の場合

								単位期間
	土	日	月	火	水	木	金	
			現場作業着手日					対象期間外
1週目	起算日							
2週目								1 期間目
3週目								
4週目								
5週目								2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								
(以降、4週間毎に単位期間を設定)								
1 3週目								対象期間
1 4週目								4 期間目
1 5週目								
1 6週目								
1 7週目								5 期間目
1 8週目								
1 9週目								
2 0週目								
2 1週目								
2 2週目								
2 3週目					確認期限			対象期間外
2 4週目								
2 5週目					完成通知書提出日			
2 6週目				工期末日				

注：21週目以降は、確認期限において4週（28日）が確保できないので対象外とする。
→完成通知書提出日の2週間前までの時点で4週8休を確認できる期間を対象とする。

【参考】対象期間（港湾工事以外）



対象期間280日のうち現場閉所が行われた日数80日の場合、
現場閉所率 $80\text{日} / 280\text{日} = 28.5\%$ →4週8休以上

別表－2 4週8休以上、達成・未達成の確認例（港湾工事）※土曜日起算の場合

単位期間

例 1) 対象期間内に祝日がない場合

○ 4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目								
3週目		休日作業		休日の振替				
4週目								
5週目								2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

1 期間目：日曜日に休日作業を行い、同じ単位期間内に休日の振替を取っているため、達成

○ 4週8休以上、未達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目								
3週目		休日作業						
4週目								
5週目				休日の振替				2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

1 期間目：日曜日に休日作業を行い振替を取っているが、同じ単位期間内でないため、未達成

例 2) 対象期間内に祝日がある場合

○ 4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目		祝日	振替休日					
3週目								
4週目								
5週目	祝日							2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

1 期間目：期間内に「祝日の振替休日」が1日あるため、9日以上の現場閉所で達成

2 期間目：期間内の祝日が土曜日（週休日）であるため、8日以上の現場閉所で達成

例 3) 対象期間内に年末年始がある場合（R1.12～R2.1の例）

○ 4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目								
3週目								
4週目								
5週目		12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

2 期間目：期間内に年末年始（12/29～1/3）を含むため、13日以上の現場閉所で達成